

収入印紙

(2000円)

発信者情報開示仮処分命令申立書

令和5年4月12日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者 伊東孝介 ㊞

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

被保全権利

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報開示に関する法律
4条に基づく発信者情報開示請求権

申立ての趣旨

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよとの裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

1 当事者

(1) 債権者は、広島県福山市西新涯町1-2-35で歯科医院を開業している歯科医師である。

(2) 債務者は、インターネットで閲覧可能な地図「google マップ」(<https://www.google.com/maps>、以下、「本件サイト」という。)を設置・運営し、そのシステムを管理している者である(甲1:Whois検索結果)。

債務者が管理する本件サイトには、別紙対象アカウント投稿記事目録記載のアカウント（以下、「本件アカウント」という。）が開設され、別紙権利侵害の説明記載のとおり投稿がなされている（以下、「本件記事」という。）。

本件サイトは、アカウント登録を行えば、誰でもこれを閲覧し、又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件サイトに書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件サイトにアクセスする不特定の者によって受信されることとなる。債務者は、本件サイトのシステムを用いて、本件サイトに書き込みをして情報を発信する者と本件サイトにアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者であり、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）4条の「開示関係役務提供者」に該当する。

2 発信者情報開示請求権

(1) 本件各投稿記事の存在

本件記事の内容は別紙権利侵害の説明記載のとおりであり、この内容が氏名不詳者によって投稿され、インターネットを通じて不特定人に広く公開されている（甲2：本件投稿記事）。

(2) 権利侵害の明白性

別紙権利侵害の説明記載のとおり別紙投稿記事目録記載の本件の各投稿記事（以下、「本件記事」という。）はいずれも債権者に向けられたものであり、同じく別紙権利侵害の説明記載の通り債権者の人格権を明白に侵害するものである。そして、本件記事には別紙権利侵害の説明のとおり違法性阻却事由をうかがわせるような事情も存在しない。

従って、権利侵害の明白性の要件を満たす。

(3) 債務者から開示を受けるべき正当な理由

債権者は、本件記事の投稿者に対し、不法行為に基づく損害賠償等の請求をする予定であるが、この権利を行使するためには、債務者が保有する別紙発信者情報目録記載の各情報の開示を受ける必要がある。

3 まとめ

よって、債権者は債務者に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づく発信者情報開示請求権を有するものである。

第2 保全の必要性

上記のとおり、債権者は、本件記事投稿者に対して、名誉棄損に基づく損害賠償請求等を行う予定である。

しかし、債務者は本件サイトの運営・管理を行うに過ぎないものであることから、本件記事投稿者の発信者情報としてIPアドレス等しか情報を有していないことが通常であると思われる。そのため、債権者が本件記事投稿者の住所・氏名などの情報を得るためには、債務者より別紙発信者情報目録記載の各情報の開示を得たあと同情報から判別できるプロバイダに対し改めて同経由プロバイダが保有する本件記事投稿者の住所・氏名等の開示を請求する必要がある。

もともと、経由プロバイダによる通信ログの保存期間は限定されており、保存期間が短いところでは3カ月程度と限られているため（甲3：判例タイムズ記事）、債務者から早急にIPアドレス等の開示を受け、同情報から判別できるプロバイダに対し当該IPアドレス及びタイムスタンプを提示しなければ、本件記事投稿者の住所・氏名を特定することができず前記損害賠償請求等に支障をきたすこととなる。

そこで、債権者は本件仮処分申立てに及んだ次第である。

以上

疎 明 方 法

甲 1 号証 Whois 検索結果
甲 2 号証 本件投稿記事
甲 3 号証 陳述書

附 属 書 類

1	証拠説明書	1 通
2	疎甲号各証写し	各 1 通
3	資格証明書	1 通
4	資格証明書訳文	1 通
5	管轄上申書	1 通

当 事 者 目 録

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-21-3 渋谷ストリーム

グーグル・エルエルシー

アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州 マウンテンビュー アンフィシ
アター パークウェイ 1600番地

債務者 グーグル・エルエルシー

上記代表者最高経営責任者 サンダー ピチャイ

以上

発信者情報目録

- 1 別紙投稿記事目録記載の各投稿記事が投稿された際のアイ・ピー・アドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備を識別するために割り当てられる番号）。
- 2 前項のアイ・ピー・アドレスが割り当てられた電気通信設備から、債務者の用いる特定電気通信設備に前項の投稿記事が送信された年月日及び時刻（タイムスタンプ）。
- 3 別紙投稿記事目録記載の各投稿記事の投稿に用いられたアカウントに、同投稿直前にログインした際のアイ・ピー・アドレス。
- 4 前項の各アイ・ピー・アドレスが割り当てられた電気通信設備から、債務者の用いる特定電気通信設備に前項のログイン情報が送信された年月日及び時刻（タイムスタンプ）。

以上

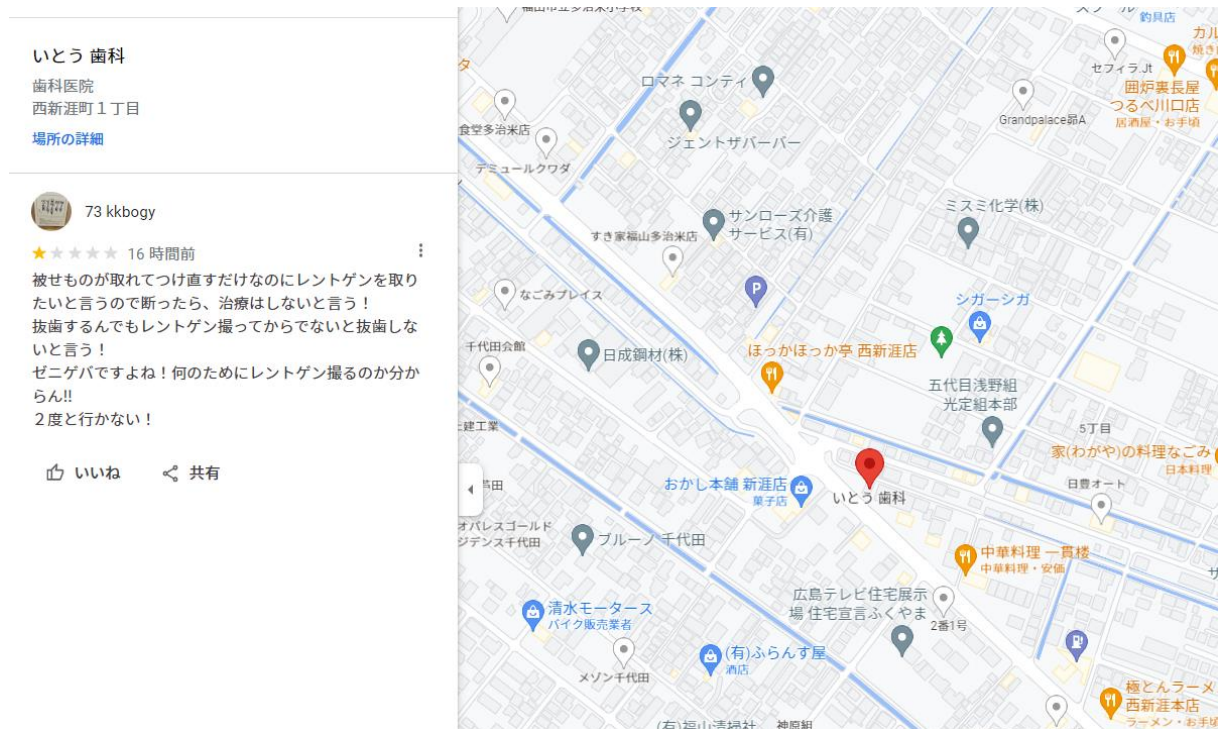
対象アカウント目録

1. 閲覧用

<https://www.google.com/maps/contrib/117013057552069832564/place/ChIJy2JlvLoRUTURFL1xvdSGCJE/@34.4621905,133.3785546,17z/data=!3m1!4b1>

2. ユーザーID : 73 kkbogy

以上



73 さんがいとう 歯科 様のビジネスについてクチコミを投稿しました 受信トレイ

Google Business Profile <businessprofile-noreply@google.com> [メーリングリストの登録解除](#)
To 自分

5:08 (16 時間前) ☆

投稿記事目録・権利侵害の説明

1 閲覧用 URL :

<https://www.google.com/maps/contrib/117013057552069832564/place/ChIJy2JlvLoRUTURFLlxvdSGCJE/@34.4621905,133.3785546,17z/data=!3m1!4b1>

投稿ユーザー名 : 73 kkbogy 投稿時間 : 2023 年 4 月 12 日 午後 5 時 8 分

【投稿内容】

被せものが取れてつけ直すだけなのにレントゲンを取りたいと言うので断ったら、治療はしないと言う！ 抜歯するんでもレントゲン撮ってからでないと言わないと抜歯しないと言う！ ゼニゲバですよ！ 何のためにレントゲン撮るのか分からん !! 2度と行かない！。

(1) 同定可能性

本件投稿には、債権者の実名が記載されており、一般人が本件投稿が債権者に向けられたものであると認識することは容易であるから、本件投稿には、同定可能性が認められる。

(2) 債権者に対する人格権侵害

本件投稿は、債権者の名誉感情を侵害する不法行為であり債権者の社会的評価を低下させるものである。

(3) 違法性阻却事由の存在を窺わせる事情の不存在

本件投稿は、ただ、債権者の人格権を否定するものであり「ゼニゲバ」等の投稿内容からすれば、本件投稿に、公益目的が存在するとは考えられない。本件投稿が名誉感情の侵害に当たることは明らかである。

(4) 小括

以上により、本件投稿により債権者の名誉感情が侵害されたことは明らかである。者の社会的評価を低下させるものである。

(3) 違法性阻却事由の存在を窺わせる事情の不存在

本件投稿者は債権者の実名を掲載し債権者について「ゼニゲバ」と投稿を行った。債権

者は歯科医師であり医院を経営しているものであり本件投稿は、著しく債権者の社会的信用を下げるものであることは明らかである。本件投稿は、恣意を図る目的でなされたことが強く疑われるものであり、本件投稿が名誉棄損に当たることは明らかである。